

各位

社会福祉法人 キャマロード
総合施設長 出口博喜

新型コロナウイルスに伴う、緊急事態宣言中の対応について【第15版】

日頃は、当施設の運営に多大なるご協力ありがとうございます。

さて早速ですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発令しました。それを踏まえ、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部による「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」では、高齢者・障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）に事業継続を要請しています。また、感染拡大防止の徹底についても通知を受けています。

当法人としましては事業継続をするにあたり、緊急事態宣言中は、再度、利用者の皆様には下記の点に注意をお願いしたいと思いますのでご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

- ①各ご家庭で、新型ウイルスに感染をされた方と濃厚接触をした方や、海外への渡航をされた方が近親者におられ濃厚接触された方は、速やかに事業所管理者まで報告をお願い致します。当施設を利用されている方は、非常に重度の障害をお持ちで基礎疾患をもった方が多く在籍します。濃厚接触をされた利用者の方には、双方の協議及び診療所医師の判断のもと潜伏期間を含め14日間、サービス提供を自粛させて頂く場合があります。
 - ②サービス利用をする際に、毎朝、検温をして頂き、発熱（日頃の体温より高め）の場合は、サービスの提供を自粛させて頂きます。体調に異変のある場合には先ず診療所医師までご連絡下さい。医師の判断で通院となった場合も指示に従って頂くようお願い致します（可能な場合には自家用車車内で待機して頂く場合があります）。診察を踏まえてのサービス利用の可否につきましても医師が判断します。
- ※但し、訪問系の事業につきましては個別の相談となりますので必ず事前に事業所管理者まで相談して下さい。
- ③感染予防のため不要な施設の来訪に関してはお控え下さい。止むを得ず施設に入室する場合は活動室以外の場所で短時間で滞在をお願い致します。短時間で用件が処理できない場合には、事前に各事業所の管理者へ連絡を入れて下さい。事業所側で場所や時間を確保するようにします（大変申し訳ありませんがこの場合でも滞在時間が15分を超えないようにご協力をお願い致します）。何卒、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。
 - ④本法人を利用する利用者の家族（世帯）の方で、下記の症状がある場合は別途の対応をさせて頂きます。

（症状）

- ・発熱がある（微熱を含む）・咳がある ・喉が痛い ・鼻水がある ・倦怠感がある

（対応）

- ・原則、診療所受診は電話受診として判断をし、利用者のサービス提供を判断していきます。万が一、コロナ感染症に罹患している場合、感染拡大を防止するため。処方箋がある場合は、個人で診療所の窓口まで取りにきてください。
 - ・医師がコロナ感染の兆候がある場合は、利用の停止を命じ、その後の対応方法をていじしていきます。
- ⑤訪問系サービスに関しては、特に下記の点についてご協力をお願い致します。
 - 本人または家族に体調不良がみられる時は、サービス提供前に事業所にご相談下さい。
 - サービス提供中は、家族（世帯）のマスク着用や換気の徹底をして下さい。
 - 体温計、モニター、血圧計などは、極力、各個人の物品を使用させて頂きます。
 - サービス提供時に使用したガウン、手袋などは各家庭での破棄にご協力下さい。
 - 利用施設や家族の職場、学校などでコロナ感染が確認された場合の事業所へ必ずご連絡を下さい
 - ⑥当法人のグループホーム入居の方の帰省は控えさせて頂きます。家族の希望で帰省をされた場合は、緊急事態宣言中はグループホームに戻る事は難しくなるため、ご自宅より通所をお願い致します。訪問医師・訪問看護師等は感染予防に努めながら通常の受け入れとしていきます。外部受診・個人のヘルパー等で外出を希望される場合は、極力、控えて頂き、ご家族の面会につきましても、控えて頂きますようよろしくお願い致します。

⑦様々な面で配慮させて運営を継続していますが、コロナ感染に関しては、正直、誰しものが感染する可能性があります。利用者の皆様におかれましては、非常に重度の疾患があり、感染した場合の懸念があります。継続して感染予防の対策には努めていきますがコロナ感染症を踏まえ、利用者・ご家族の判断で止むを得ず、サービス利用を自粛される場合には各事業所管理者までご相談下さい。その際に後述する在宅支援について確認させて頂きませす。特に学齢期の利用者の方については1割負担が発生しますので在宅支援のサービス提供を希望するか否かのご提示をお願い致します（通常に比して同等のサービス提供をすることは難しいため、遠慮のない判断をして下さい）。

《在宅支援について》

横浜市健康福祉局からも、利用者・家族側の希望で自粛（在宅）を望む場合に、ある一定の支援をした場合はサービス提供をした事と同様とする事が通知の継続があります。利用者、ご家族の判断で通所系サービスを自粛する場合、且つ在宅支援を利用された場合は、通常通り、請求をさせて頂きますので、予めご了承下さい。但し、在宅支援中に、他の福祉サービス（居宅系、短期入所系）を利用すると重複サービスとなり在宅支援は受けられませんので、他の福祉サービスを利用する際は、報告をお願い致します。報酬請求に伴い、利用者実費負担は発生しません（送迎、給食 等の実費は発生しません）、18未満の方は1割負担の費用が発生します。

※対象事業所

【生活介護事業】

（自粛した場合の一定条件の支援）

- ・自宅への、1日2回以上の電話連絡で、本人の様子の確認
- ・緊急時の対応ができる事。
- ・自粛期間の個別支援計画への明記 等

【宿泊を伴う、短期入所の場合】対象事業所：ショートステイセンターらら

- ・自宅への、1日2回以上の電話連絡で、本人の様子の確認
- ・本人の様子の確認
- ・緊急時の対応ができる事。

【宿泊を伴わない、短期入所の場合】対象事業所；つづきワイワイ広場、みどりワイワイ広場

- ・自宅への、1日2回以上の電話連絡で、本人の様子の確認
- ・本人の様子の確認
- ・緊急時の対応ができる事。

今回は、国が緊急事態宣言を発出し、利用者・ご家族の皆様も、双方のリスクも踏まえ、今一度、利用に関して、ご検討を頂けますようよろしくお願い致します。また、感染防止の観点で最大限配慮していきますが、万が一、今後、サービス制限をする可能性もありますので、予めご了承下さい。

ご不明な点がございましたら各事業所管理者までお問い合わせください。

以上